

## はしがき

この記録は、平成15年4月執行の第15回統一地方選挙、平成15年11月9日執行の第43回衆議院議員総選挙及び第19回最高裁判所裁判官国民審査並びに平成15年1月から12月の間に執行された市町村長、市町村町議会議員選挙の結果をまとめたものです。

第15回統一地方選挙は、県知事・県議会議員・福岡市議会議員選挙が4月13日に、また、市町村長・市町村議会議員選挙が4月27日にそれぞれ執行されましたが、今後の地方自治の在り方を方向付ける極めて重要な意味を持つ選挙として大変注目された選挙でした。

また、第43回衆議院議員選挙は、衆議院の解散直前に成立した国政に関する重要施策等、いわゆるマニフェストの発行制度が導入され、政権担当を争う選挙と位置づけられて執行されました。

こうしたなか、選挙の結果はもとより、投票率の動向や管理執行の面でも大きな関心を集めましたが、前回の統一地方選挙、総選挙で低落傾向に歯止めがかかった投票率は再び低下に転じ、誠に残念な結果となりました。

また、今回の総選挙において、不在者投票の送致漏れが発生し、有権者の方々の貴重な投票が無効となりましたのは、誠に遺憾なことであり、今回の教訓を糧に、選挙の管理執行に遺漏のないよう万全を期してまいる必要があります。

最後に、この記録を関係各方面で御活用いただければ幸いに存じます。

平成16年3月

福岡県選挙管理委員会  
委員長 田辺俊明



県知事選挙立候補受付リハーサル風景（読売新聞社提供）  
【平成15年3月27日朝刊】



県知事・県議・福岡市議選挙選挙啓発風景  
(日本経済新聞社提供)  
【平成15年3月31日朝刊】



県知事・県議選挙 選挙啓発風景  
(朝日新聞社提供)  
【平成15年4月5日朝刊】



衆議院議員総選挙立候補予定者説明会風景（西日本新聞社提供）  
【平成15年10月15日朝刊】



衆議院議員総選挙 選挙啓発風景（読売新聞社提供）  
【平成15年11月1日夕刊】

## 県議会議員の選挙区・定数のお知らせ

県議会議員の選挙区と定数の一部が次のとおり変わります。

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙区	選挙すべき議員の数
北九州市門司区	2人（3人）	行橋市	1人
北九州市小倉北区	4人（5人）	中間市	1人
北九州市小倉南区	3人	小郡市・三井郡	1人
北九州市若松区	2人	筑紫野市	2人（1人）
北九州市八幡東区	2人	春日市・筑紫郡	2人
北九州市八幡西区	5人	大野城市	1人
北九州市戸畠区	1人（2人）	宗像市	1人
福岡市東区	4人	太宰府市	1人
福岡市博多区	3人	前原市・糸島郡	2人（1人）
福岡市中央区	3人	古賀市（注1）	1人
福岡市南区	4人	糟屋郡（注1）	3人
福岡市城南区	2人	宗像郡	1人
福岡市早良区	3人	遠賀郡	2人
福岡市西区	2人	鞍手郡	1人
大牟田市・三池郡	3人（4人）	嘉穂郡・山田市	3人
久留米市	4人	朝倉郡	1人
直方市	1人	浮羽郡	1人
飯塚市	2人	三潴郡	1人
田川市	1人	八女郡	1人
柳川市	1人	山門郡	1人（2人）
甘木市	1人	田川郡	2人
八女市	1人	京都郡	1人
筑後市	1人	築上郡・豊前市（注2）	1人
大川市	1人	計	88人（91人）

※選挙すべき議員の数(欄中の( )書き)は、前回選挙の選挙すべき議員の数です。  
※注1)直方市と糟屋郡は、新回選挙では糟屋郡・古賀町にて直方区に選挙すべき議員の数、3人)です。  
※注2)築上郡・豊前市は、前回選挙では(新規市)として1選挙区で1名、選挙すべき議員の数、各々1人)です。  
※上記の改正は、平成14年10月公布の県議会議員の定数等に関する条例の改正によるものであります。今回の直方から適用されます。

### [宗像市]「宗像郡」選挙区に関する特例

平成15年4月1日から、今回の一般選挙により選挙される県議会議員の任期が終わる日までの間、上表中「宗像市」とあるのは「旧宗像市」が、「宗像郡」とあるのは「旧宗像郡及び旧玄海町」が選挙区となります。



福岡県選舉管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会  
福岡県知事・福岡県議会議員選挙監視團ホームページ  
<http://www.413going.f-senkan.com>

啓発チラシ(裏面)

啓発チラシ(表面)



その一票、  
子供の未来も  
背負つてる。

いざ 選挙へ行こう!  
4.13 Going!

# 選挙 4月13日

福岡県知事  
福岡県議会議員  
福岡市議会議員



# その一票、子供の未来も背負つてる。



投票家族～不在者投票篇～



投票時間は  
原則夜8時まで。



不在者投票も  
午後8時まで。

「不在者投票」は選挙当日、都合や予定がある有権者が、選挙の告示の日から投票日の前日までの間に投票を済ます制度です。不在投票は午前8時30分から午後8時まで市役所、区役所、町役場で行っています。  
(土曜、日曜も行っています。)

不在者投票ができるのは

- 仕事や召喚等の用事で、投票日当日に投票所に行けない人。
- 旅行やレジャーなどの私用で、投票日当日に自分の居候区域にいない人。
- 筋肉やケガ、妊娠、出産、身体の障害などのため、歩行が困難な人。
- 離婚、県内に引っ越ししたことなど、選挙人名簿に記されている市区町村以外に居住している人など。

詳しくは、お近くの選挙管理委員会まで。



投票時間は  
原則夜8時まで。



不在者投票も  
午後8時まで。

「不在者投票」は選挙当日、都合や予定がある有権者が、選挙の告示の日から投票日の前日までの間に投票を済ます制度です。不在投票は午前8時30分から午後8時まで市役所、区役所、町役場で行っています。  
(土曜、日曜も行っています。)

不在者投票ができるのは

- 仕事や召喚等の用事で、投票日当日に投票所に行けない人。
- 旅行やレジャーなどの私用で、投票日当日に自分の居候区域にいない人。
- 筋肉やケガ、妊娠、出産、身体の障害などのため、歩行が困難な人。
- 離婚、県内に引っ越ししたことなど、選挙人名簿に記されている市区町村以外に居住している人など。

詳しくは、お近くの選挙管理委員会まで。

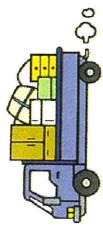
**Q 誰でも選挙権があるの？**

**A** 日本国民は、誰でも満20歳になると選挙権がありますが、知事や市町村長、県や市町村の議会議員の選挙の場合には、年齢が満20歳以上であることのほかに、引き締き3ヵ月以上市町村に住んでいることが必要となります。また、選挙権があるっても選挙人名簿に登録されない人は投票することができません。



満20歳以上  
引き締き3ヵ月以上市町村に居住

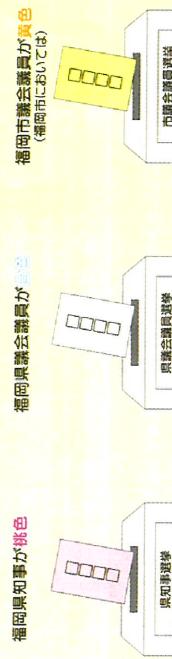
**最近住所を移した人にについて**  
県知事・県議選挙では、県内の市町村の選挙人名簿に登録されている人が、引き続き県内の他の市町村に住所を移し、また所在地の選挙人名簿に登録されていない場合でも、1回の転出に限り、転出した市町村で投票できます。この場合、現住所地の市町村長が発行する、引き続き県内に住所を有する旨の証明書が必要なので、あらかじめ申請して交付を受けてください。



投票をする時には注意しましょう。  
●投票日にはあらかじめ配布されている入場券を持つて、入場券に記載されている投票所へ行きましょう。  
※入場券が届かなかったり、紛失した場合は、選挙人名簿に登録されなければ投票できません。

●投票用紙には、候補者の氏名だけを書きましょう。  
※他のことを記載すると無効となる場合があります。

投票用紙の色は3種類。



福岡県知事が桃色

福岡県議会議員が青色

福岡市議会議員が緑色

# みんなで選ぼう みんなの代表

## 福岡県の衆議院議員 小選挙区の区割り



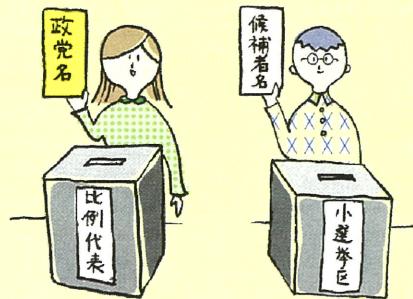
選挙区	市区郡名		
		6区	久留米市、大川市、小郡市、浮羽郡 三井郡、三潴郡
1区	福岡市東区、博多区	7区	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市 八女郡、山門郡、三池郡
2区	福岡市中央区、南区、城南区	8区	直方市、飯塚市、山田市、中間市 遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡
3区	福岡市早良区、西区、前原市、糸島郡	9区	北九州市若松区、八幡東区、八幡西区 戸畠区
4区	宗像市、古賀市、糟屋郡、宗像郡	10区	北九州市門司区、小倉北区、小倉南区
5区	甘木市、筑紫野市、春日市、大野城市 太宰府市、筑紫郡、朝倉郡	11区	田川市、行橋市、豊前市、田川郡 京都郡、築上郡

※小選挙区選挙は、1選挙区から1人の議員を選びます。

**11月9日(日)は衆議院議員総選挙の投票日です。**

## 衆議院の選挙制度

- ◎小選挙区選挙と比例代表選挙の二つの選挙によって議員を選びます。
- ◎小選挙区選挙は1選挙区から一人の議員を選びます。  
福岡県は11選挙区に分かれています。(詳しくは裏面をご覧ください。)
- ◎比例代表選挙は、全国11の選挙区(ブロック)ごとに行われ、各政党の得票数に応じて議員を選びます。  
福岡県は九州ブロックに属し、九州ブロックからは21人を選びます。



### 衆議院議員総選挙の投票方法

- ◎投票は2票制で、小選挙区選挙では候補者の氏名を、比例代表選挙では政党名をそれぞれの投票用紙に1名(1団体)だけ記載します。
- ◎投票の順序は、先に小選挙区選挙の投票を、次に比例代表選挙の投票を行います。

#### 比例代表選挙

政党に投票します。

#### 小選挙区選挙

個人に投票します。

※候補者氏名又は政党名以外のことを書くと無効になる場合がありますので注意してください。

### 最高裁判所裁判官国民審査の投票方法

- ◎衆議院議員総選挙が行われる際には最高裁判所裁判官国民審査も行われます。
- ◎投票用紙にあらかじめ裁判官の氏名が印刷されていますので、やめさせた方がよいと思う裁判官について、その氏名の上の欄に×を書きます。

記載例

X			書く欄を
丙川 十郎	丁野 四郎	甲山 乙夫	裁判官の名

※×印以外の記号(例えば○等)を書くと無効になりますので注意してください。

### 投票時間は、原則夜8時までです。

投票時間は午前7時から午後8時まで。お出かけ帰りにも投票できます。  
また、小さなお子さんも一緒に投票所に入ることができます。

### 選挙の日に投票できない。そんな時は、不在者投票へ。

買い物や旅行などの私用で選挙当日、投票区内にいない方も、不在者投票ができます。

不在者投票は、公示の日(国民審査は投票日の7日前)から投票日の前日まで、投票時間は毎日午前8時30分から午後8時まで、各市区役所・町村役場でできます。



福岡県選挙管理委員会  
福岡県明るい選挙推進協議会  
福岡県ホームページ <http://www.pref.fukuoka.jp>

啓発チラシ(裏面)

啓発ポスター

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

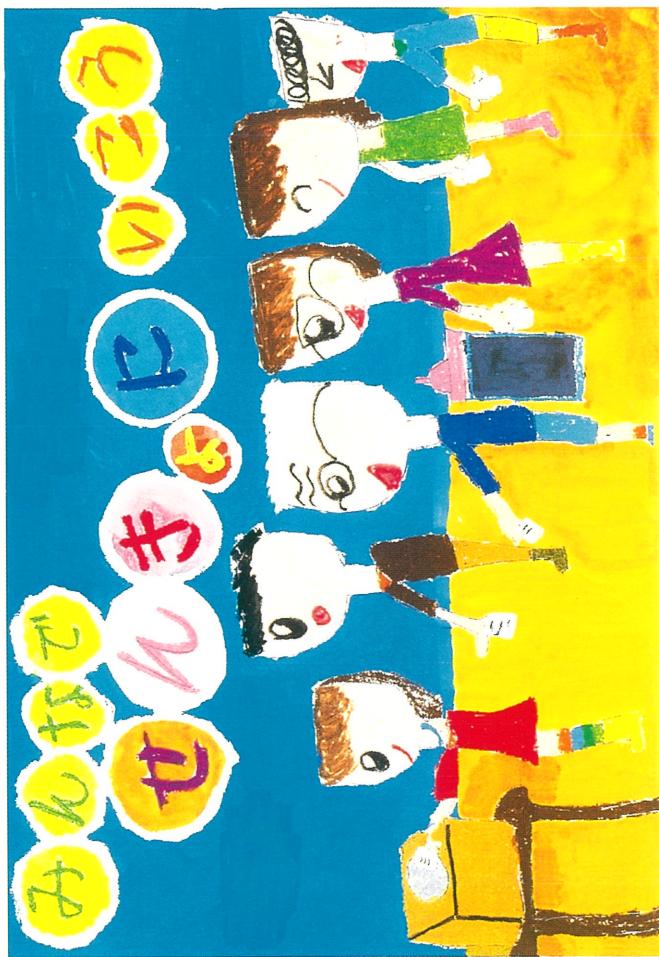
投票時間 午前7時～午後8時まで  
不在者投票 午前8時30分～午後8時まで

11月  
9日

衆議院議員総選挙  
最高裁判所裁判官国審査

みんなの代  
みんぱう

みんなで選ぼう



# 目 次

## 第1編 福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙

### 第1章 福岡県知事選挙

1 選挙長及び同職務代理者	1
2 立候補者に関する調	1
3 当選人に関する調	1
4 選挙公報	2
5 政見放送の日時及び各候補者の放送の順序	3
6 投票結果に関する調	4
7 開票結果に関する調	7
8 無効投票に関する調	13
9 選挙運動費用制限額及び収支報告書の要旨に関する調	16
(付録) 福岡県知事選挙候補者一覧	18

### 第2章 福岡県議会議員一般選挙

1 選挙長及び同職務代理者	19
2 立候補者に関する調	21
3 当選人に関する調	35
4 投票結果に関する調	39
5 開票結果に関する調	42
6 無効投票に関する調	68
7 選挙運動に係る収支報告書の要旨に関する調	71
(イ) 候補者別	71
(ロ) 選挙運動費用制限額(選挙区分別)	74

### 第3章 各種資料

1 委員長談話	75
2 選挙をきれいにする国民運動福岡県本部声明	76
3 事務日程表	77
4 福岡県知事・県議会議員選挙臨時啓発事業の実施について(通知)	87
5 臨時啓発事業の概要	88
6 福岡県知事及び福岡県議会議員一般選挙投・開票速報要綱・要領	89
7 選挙長事務を取扱う場所等に関する調	96
8 選挙当日有権者見込数に関する調	102
9 選挙事務報告例による各種報告調	105
(1) 候補者の届出に関する調	105
(2) 党派別男女別候補者数に関する調	105
(3) 党派別新現元別候補者数に関する調	105
(4) 職業別候補者数に関する調	105
(5) 年齢別候補者数に関する調	106
(6) 党派別男女別当選人数に関する調	106
(7) 党派別新現元別当選人数に関する調	106
(8) 職業別当選人数に関する調	106
(9) 年齢別当選人数に関する調	107
(10) 党派別得票数に関する調	107
(11) 落選人に関する調	107
(12) 無投票当選の件数及び選挙区に関する調	107

(13) 投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調	108
(14) 有効投票に関する調	108
(15) 無効投票に関する調	108
(16) 仮投票に関する調	108
(17) 点字投票に関する調	108
(18) 代理投票に関する調	108
(19) 不在者投票用紙等の請求等に関する調	109
(20) 不在者投票の受理、不受理に関する調	111
(21) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調	111
(22) 投票箱の送致に関する調	111
(23) 投票所及び開票所に使用した施設に関する調	111
(24) 開票区に関する調	112
(25) 開票の期日に関する調	112
(26) 立会人の数に関する調	112
(27) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調	112
(28) 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調	113
(29) 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調	113
(30) 選挙公報に関する調	113
(31) 個人演説会の会場数に関する調	113
(32) 個人演説会の会場の使用回数に関する調	114
(33) ポスター掲示場に関する調	114
(34) 政見放送に関する調	116
(35) 新聞広告に関する調	116
(36) 政党その他の政治団体の政治活動に関する調	117
(37) 選挙区分別党派別得票数調（福岡県議会議員一般選挙）	118
10 福岡県知事選挙の投票速報状況に関する調	119
11 福岡県知事選挙の開票速報状況に関する調	128
12 市区町村の開票開始・結了時刻に関する調	129
13 法定得票数及び供託金没収点に関する調	131
14 年齢別投票者数調	133
15 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律及び同法施行令	136

## 第2編 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

### 第1章 衆議院議員総選挙

#### その1 小選挙区選出議員選挙

1. 選挙長及び同職務代理者	140
2. 立候補者に関する調	141
3. 当選人に関する調	145
4. 選挙公報	146
5. 政見放送日時	169
6. 投票結果に関する調	170
7. 開票結果に関する調	181
8. 無効投票に関する調	203
9. 選挙運動の法定費用額及び收支報告書の要旨に関する調	206

#### その2 比例代表選出議員選挙

1. 選挙分会長及び同職務代理者	227
2. 名簿届出状況に関する調	228
3. 選挙公報	230
4. 投票結果に関する調	233
5. 開票結果に関する調	242

6. 無効投票に関する調	248
7. 当選人一覧表	251

## 第2章 最高裁判所裁判官国民審査

1. 審査分会長及び同職務代理者	252
2. 審査に付される裁判官の氏名等	252
3. 審査公報	253
4. 投票結果に関する調	256
5. 開票結果に関する調	259
6. 無効投票に関する調	271

## 第3章 各種資料

1. 委員長談話	274
2. 選挙をきれいにする国民運動福岡県本部声明	275
3. 事務日程表	276
4. 第43回衆議院議員総選挙啓発推進事業委託要綱	283
5. 臨時啓発事業の概要	285
6. 選挙当日有権者見込数に関する調	286
(1) 小選挙区別(国内)	286
(2) 建制順(国内・在外合計)	297
7. 選挙事務報告例による各種報告調	300
(総選挙)	
(1) 開票結果に関する調	300
(2) 選挙人名簿登録者数に関する調	303
(3) 有権者数、投票者数及び投票率に関する調	303
(4) 立候補の届出に関する調	306
(5) 党派別立候補者数に関する調	306
(6) 党派別男女別新前元別候補者数に関する調	306
(7) 職業別候補者数に関する調	307
(8) 年齢別候補者数に関する調	307
(9) 報酬支給選挙運動従事者の届出をした候補者数に関する調	307
(10) 党派別男女別新前元別当選人数に関する調	307
(11) 職業別当選人数に関する調	308
(12) 年齢別当選人数に関する調	308
(13) 党派別男女別得票数に関する調	308
(14) 落選人に関する調	309
(15) 投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調	309
(16) 有効投票に関する調	309
(17) 無効投票に関する調	309
(18) 仮投票に関する調	310
(19) 点字投票に関する調	310
(20) 代理投票に関する調	310
(21) 不在者投票用紙等の請求等に関する調	310
(22) 船員の不在者投票に関する調	312
(23) 在外投票の区分別投票用紙等請求に関する調	312
(24) 不在者投票の受理、不受理に関する調	313
(25) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調	313
(26) 投票所及び開票所に使用した施設に関する調	313
(27) 繰上投票の期日別投票区数に関する調	314
(28) 投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げに関する調	314
(29) 投票箱の送致に関する調	314
(30) 開票区に関する調	314

(31) 立会人に関する調	315
(32) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調	315
(33) 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調	315
(34) 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調	316
(35) 選挙公報に関する調	316
(36) 投票記載所の氏名等の掲示に関する調	316
(37) ポスター掲示場に関する調	317
(38) 投票区数及びポスター掲示場設置数（選挙区分）に関する調	318
(39) 個人演説会の会場及びその使用度数に関する調	319
(40) 政党演説会・政党等演説会の開催回数に関する調	319
(41) 政見放送に関する調	319
(42) 新聞広告に関する調	320
(43) 候補者届出政党のポスター検印又は証紙交付に関する調	321
(44) 候補者届出政党のビラ証紙交付に関する調	321
(45) 入場券発行状況に関する調	321
(46) 選挙運動に関する収入及び支出に関する調	322
(47) 選挙運動用自動車の使用公営に関する調	324
(48) 選挙運動用通常葉書作成公営に関する調	324
(49) ビラ作成公営に関する調	324
(50) 選挙事務所の立札及び看板の類作成公営に関する調	324
(51) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類作成公営に関する調	325
(52) 個人演説会場の立札及び看板の類作成公営に関する調	325
(53) ポスター作成公営に関する調	325
(最高裁判所裁判官国民審査)	
(1) 投票結果に関する調	326
(2) 投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調	326
(3) 無効投票に関する調	326
(4) 仮投票に関する調	326
(5) 点字投票に関する調	326
(6) 代理投票に関する調	326
(7) 不在者投票の受理、不受理に関する調	326
(8) 罷免を可とする投票数、可としない投票数に関する調	326
8. 投票速報状況に関する調	327
9. 開票速報状況に関する調	360
10. 市区町村の開票開始・結了時刻に関する調	366
11. 党派別、選挙区分別得票数に関する調	370
12. 年齢別投票者数調	372
13. 衆議院小選挙区選出議員選挙立候補受付体制	374
14. 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投・開票速報要綱・要領	376

### 第3編 福岡県の戦後における各種選挙に関する調

1. 衆議院議員選挙	384
(1) 衆議院議員総選挙	384
(2) 衆議院議員補欠選挙	386
2. 参議院議員選挙	387
(1) 参議院議員通常選挙	387
(2) 参議院議員補欠選挙	388
3. 県知事選挙	389
4. 県議会議員選挙	390
5. 投票率の推移	391

## 第4編 市町村統一選挙

1	市町村の長及び議会議員選挙事務日程表	393
2	改選団体数に関する調	405
3	改選団体名等	405
4	選挙人名簿登録者数に関する調	406
5	有権者数、投票者数及び投票率に関する調	406
6	立候補の届出に関する調	406
7	党派別男女別候補者数に関する調	407
8	党派別新現元別候補者数に関する調	407
9	党派別男女別当選人数に関する調	408
10	党派別新現元別当選人数に関する調	408
11	党派別得票数に関する調	408
12	市町村長選挙結果調	409
13	市町村議会議員選挙結果調	411
14	職業別当選人数に関する調	438
15	年齢別当選人数に関する調	438
16	無投票当選の件数及び当選人に関する調	438
17	投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調	439
18	無効投票に関する調	439
19	仮投票に関する調	440
20	点字投票に関する調	440
21	代理投票に関する調	440
22	不在者投票用紙等の請求等に関する調	441
23	不在者投票の受理、不受理に関する調	443
24	不在者投票管理者別不在者投票に関する調	443
25	選挙公報に関する調	443
26	個人演説会の会場及びその使用回数に関する調	444
27	ポスター掲示場に関する調	445

## 第5編 市町村選挙

1	市町村選挙執行年月日等調	446
2	長の選挙結果	447
3	議会議員の選挙結果	457
(付録)	市町村長名簿	470